

No.	カテゴリ	Q	A
1	1_今回の選挙の概要	今回の神戸市長選挙において投票するためには、どのような要件が必要ですか？ (年齢や住所の要件について詳しく教えてほしい)	今回の神戸市長選挙において投票するためには、日本国籍を有する方で、かつ、以下の1と2の要件をいずれも満たす必要があります。 なお、これらの条件を満たす場合であっても、一定以上の刑罰に処せられた方は、選挙権を有しないため、投票できません。 1. 年齢要件 平成19年10月27日までに生まれた方 2. 住所要件 令和7年7月11日までに転入等により神戸市の住民票が作成され、引き続き市内の住民基本台帳に記録されている方
2	1_今回の選挙の概要	投票の方法は、どのようなものがありますか？	以下のいずれかの方法で投票することができます。 ●当日投票 投票日当日（10月26日）に、「投票のご案内」に記載されている投票所で投票することができます。 ●期日前投票 期日前投票期間中（10月13日～10月25日）に、お住まいの区の期日前投票所で投票することができます。 ●不在者投票（滞在地） 出張等により、投票日当日に投票することができない場合は、滞在している場所の市区町村の選挙管理委員会 で不在者投票をすることができます。 ●不在者投票（指定施設） 病院や老人ホーム等に入院・入所中の場合は、当該病院等が不在者投票ができる施設として指定されていれば、施設内で不在者投票をすることができます。 ●不在者投票（郵便等） 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方や、一定以上の障害の程度を示す障害者手帳等をお持ちの方は、郵便等による不在者投票をすることができます。（詳しくは、各区の選挙管理委員会にお問い合わせください。）
3	1_今回の選挙の概要	期日前投票は、いつからいつまでできますか？ 投票当日は、何時から何時まで投票できますか？ また、開票は、何時から行われるのですか？	期日前投票期間 10月13日（月）～10月25日（土） ※土日も投票できます。期日前投票ができる期間や時間は、期日前投票所により異なりますので、ご注意ください。 投票日 10月26日（日）午前7時～午後8時 開票日 10月26日（日）午後9時15分開始
4	2_投票のご案内	「投票のご案内」（投票所入場券）がまだ届かないのですが、いつ届きますか？	「投票のご案内」（投票所入場券）については、10月8日頃から順次、各世帯にお届けします。 なお、「投票のご案内」がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。具体的な手続は、以下のとおりです。 ●期日前投票または当日投票を行う場合 期日前投票所または投票所で「投票のご案内」を持参していない旨を係員にお伝えいただいたうえで、期日前投票の場合は「宣誓書」に、当日投票の場合は「整理票」に、それぞれ必要事項（氏名、住所、生年月日）を記入して名簿対照係にお渡しください。 ●不在者投票を行う場合 (方法1) 紙の「投票用紙等請求書兼宣誓書」を提出する方法 以下のページから「投票用紙等請求書兼宣誓書」をダウンロードし、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に郵送または持参（代理人でも可）してください。なお、投票用紙などを送付する費用は選挙管理委員会が負担しますので、返信用切手の同封は必要ありません。 不在者投票制度 https://www.city.kobe.lg.jp/a22215/kurashi/registration/shinsei/senkyo/01.html (方法2) オンラインで請求する方法 マイナンバーカード（署名用電子証明書が搭載されたもの）をお持ちの方は、「e-KOBE（神戸市スマート申請システム）」からのオンライン請求が可能です。 e-KOBE（神戸市スマート申請システム） https://lgpos.task-asg.net/cu/281000/ea/residents/portal/home
5	2_投票のご案内	「投票のご案内」（投票所入場券）が、世帯のうち1人分しか届いていません。他の家族の分は送っていますか？	「投票のご案内」（投票所入場券）は、選挙人名簿に基づき世帯ごとに封筒に入れて郵送していますので、まずは封筒を開けて、中身をよくご確認ください。 中身を確認しても、同一世帯の人数分の「投票のご案内」が見つからない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
6	2_投票のご案内	一時的に住所以外の場所で生活しています。郵便物については、転送の届出をしていますが、「投票のご案内」（投票所入場券）は届きますか？	「投票のご案内」（投票所入場券）は、各区の選挙管理委員会から選挙人名簿に登録されている住所に郵送していますので、他の郵便物と同様に郵便局に転居届を出している場合は、届け出られた住所に転送されます。 なお、「投票のご案内」は、世帯主あてに同一世帯全員分が同封されているため、世帯主が一時的に住所以外の場所に転居している場合は、届け出られた住所に世帯全員分が転送されます。
7	2_投票のご案内	「投票のご案内」（投票所入場券）が手元にない（届かない、紛失した等）が、投票はできますか？ また、もう1度送ってもらうこと（再発行）はできますか？	「投票のご案内」（投票所入場券）がお手元になくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で「投票のご案内」を持参していない旨を係員にお伝えいただいたうえで、期日前投票の場合は「宣誓書」に、当日投票の場合は「整理票」に、それぞれ必要事項を記入して名簿対照係にお渡しください。 なお、「投票のご案内」については、万一紛失したものが見つかりと混乱する原因となるため、再発行は行っていません。
8	2_投票のご案内	投票用紙が届いていません。いつ届きますか？	各世帯に送付されるのは、投票用紙ではなく「投票のご案内」（投票所入場券）です。 なお、「投票のご案内」がお手元になくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で「投票のご案内」を持参していない旨を係員にお伝えいただいたうえで、期日前投票の場合は「宣誓書」に、当日投票の場合は「整理票」に、それぞれ必要事項を記入して名簿対照係にお渡しください。

9	2_投票のご案内	投票をする際には、書類や証明書が必要ですか？	「投票のご案内」（投票所入場券）をお持ちください。 なお、「投票のご案内」がお手元になくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で「投票のご案内」を持参していない旨を係員にお伝えいただいたうえで、期日前投票の場合は「宣誓書」に、当日投票の場合は「整理票」に、それぞれ必要事項を記入して名簿対照係にお渡しください。この場合、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちいただくと、手続きがスムーズです。
10	3_期日前投票	投票日当日に用事や仕事、旅行等により投票に行けないが、投票できますか？	投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、選挙期日の告示日の翌日から投票日当日の前日までの間において、期日前投票を行うことができます。
11	3_期日前投票	期日前投票は、住所地と異なる区でもできますか？	期日前投票は、選挙人名簿に登録されている区の期日前投票所でしか行うことができません。
12	4_不在者投票	出張先・旅行先で選挙に投票するには、どのような手続きが必要ですか？	投票日当日に投票所に行くことが困難であると見込まれる方は、仕事や旅行などで滞在中の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票を行うことができます。 不在者投票を行うためには、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、投票用紙などを請求していただくことが必要です（マイナンバーカード（署名用電子証明書が搭載されたもの）をお持ちの方は、「e-KOBE（神戸市スマート申請システム）」からのオンライン請求が可能です。）。 「投票のご案内」（投票所入場券）が届いている場合は、裏面の「宣誓書」に必要事項を記入し、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に郵便などで送付してください。 一方、「投票のご案内」が届いていない場合は、市のホームページから「投票用紙等請求書兼宣誓書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、郵便などで送付してください。 くわしくは、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会にお問い合わせください。 e-KOBE（神戸市スマート申請システム） https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home
13	5_当日投票	投票日当日の投票所は、何時から何時まで開いていますか？	投票日当日の投票所は、午前7時から午後8時（20時）まで開いています。
14	5_当日投票	投票日当日の投票所はどこですか？	選挙前に世帯ごとに封書でお送りしている「投票のご案内」（投票所入場券）に、投票日当日の投票所の場所などを記載していますので、ご確認ください。 また、市のホームページでも、選挙期日の告（公）示日前後から投票所一覧表を掲載しています（投票所一覧表には、投票所の施設名称および所在地、当該投票所で投票できる対象となる町名を記載しています。）。 なお、最近引越しをされた方は、選挙人名簿に登録されている場所が現在お住まいの住所と異なる場合がありますので、くわしくは、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
15	5_当日投票	投票のご案内を投票所に持参しなかった場合、選挙人整理票に氏名、生年月日、住所を記入するのはどうしてですか？	投票しようとする方が選挙人名簿に登録されている本人であることを確認するためです。
16	6_障害	投票所に行くために介助が必要なのですが、どうすれば良いですか？	要介護認定を受けている方はケアマネジャーに、障害福祉サービス等をご利用の方はヘルパー事業所・相談支援専門員に事前にご相談ください。なお、付添人も投票所内へ同行いただけます。
17	6_障害	入院中の病院や老人ホームで、選挙で投票するにはどうしたらよいですか？	選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院、入所中の方は、当該施設において不在者投票をすることができます。 くわしくは、区の選挙管理委員会または各施設にお問い合わせください。

18	6_障害	目が不自由な方や身体が不自由なため投票用紙に記載できない方が投票するには、どうしたらよいですか？	目が不自由な方や、身体が不自由なために投票用紙に記載ができない方は、以下の方法で投票することができます。 1.点字投票 目が不自由な方は、点字を用いて投票することができますので、点字投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。 なお、投票所には簡易な点字器を用意しておりますので、使用される場合は係員にお申し出ください。 2.代理投票 心身の故障などにより、自ら投票用紙に候補者の氏名などを記載できない方は、投票所の係員に申し出ていただければ、投票所の係員が選挙人に代わって投票用紙に候補者の氏名などを代筆する「代理投票」制度を利用することができます。
19	6_障害	意思表示が困難な選挙人に代わって、家族が投票する方法はありますか？	どの候補者や政党その他の政治団体に投票したいか選挙人の意思（指示）を確認できない場合は、代理投票をさせることはできません。また、家族が意思を表示できない選挙人に代わって投票することもできません。 なお、心身の故障その他の事由により、候補者の氏名などを投票用紙に自ら記載できない方（選挙人）は、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができます。この場合、投票管理者は、投票所の事務に従事する者のうちから、当該選挙人の投票を補助すべき者2名を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者の氏名などを記載させ、他の1人がこれに立ち会わなければならないとされています。このため、当該選挙人の家族が代理投票の補助者となることはできません。 また、選挙人の「指示」は、口頭によることが原則ですが、選挙人の意思に基づく限り、紙片などの提示によっても差し支えないこととされています。
20	7_その他	投票所に、子どもを連れて入ることはできますか？ また、子どもに投票用紙を記載させたり、投票用紙を投票箱に投函させたりすることはできますか？	選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者）は、投票所に入ることができます。 ただし、子供が選挙人に代わって投票用紙に候補者名などを記載することや、投票用紙を投票箱に入れることはできません。
21	7_その他	選挙運動用自動車（選挙カー）や街頭演説がうるさいのですが、何とかならないでしょうか？	選挙運動は、有権者に対し、誰を選択すべきかの判断材料を提供するものであり、候補者が選挙運動用自動車においてする連呼行為や街頭演説も公職選挙法で認められた選挙運動手段の一つです。 なお、候補者が選挙運動用自動車においてする連呼行為や街頭演説は、「※選挙運動の期間」中の午前8時から午後8時（20時）までの間において行うことができますが、病院、診療所などにおいては、これらの選挙運動はできないこととされています。また、選挙運動のための連呼行為をする者は、学校や病院、診療所などの周辺においては、静穏を保持するように努めなければならないこととされています。 ※「選挙運動の期間」…選挙期日の公（告）示日の立候補届出が受理された時点から選挙期日の前日までの期間
22	7_その他	選挙公報は、いつ頃届きますか？	10月26日執行の神戸市長選挙にかかる選挙公報（紙）は、告示日（10月12日）以降できるだけ速やかに各世帯にお届けします（※）。 ※神戸市選挙公報発行条例第5条の規定により、選挙公報は、各市区町村の選挙管理委員会が、当該選挙に係る選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の2日前までに配布することとされていますが、市・区選挙管理委員会では、この期限よりも早く各世帯に選挙公報を配布できるよう努めています。
23	7_その他	投票所内において、特定の候補者に投票するように指示することや、特定の候補者や政党名が記載された紙片を故意に投票記載台に置いておくことは、公職選挙法上問題はないのですか。	投票所において、正当な理由なく選挙人の投票に干渉することは、投票干渉罪に該当します。 具体的には、特定の候補者に投票するように指示・協議・勧誘するといった積極的な行為のほか、特定の候補者や政党名が記載された紙片を故意に投票記載台に置いておくことや、投票記載台に特定の候補者や政党名を書きつけておくなどの消極的な行為であっても、投票干渉罪に該当します。 【公職選挙法第228条】
24	7_その他	ポスター掲示場に掲示するポスターには、必ず候補者の氏名を記載しなければならないのですか。	令和7年5月の公職選挙法の改正により、ポスター掲示場に掲示するポスターについては、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならないこととされました。 また、候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人や他の政党などの名誉を傷つけることや善良な風俗を害すること、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、品位を損なう内容を記載してはならないこととされました。 なお、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、罰則（罰金）の対象となります。 【公職選挙法第144条の4の2、第235条の3】
25	7_その他	インターネット上で特定の候補者を誹謗中傷したり、虚偽の情報を掲載した場合、どのような罰則に抵触しますか。	インターネット上で特定の候補者を誹謗中傷したり、当該候補者に関し虚偽の事項を公表した場合には、虚偽事項公表罪に該当するおそれがあるほか、名誉毀損罪や侮辱罪に該当するおそれがあります。 なお、ウェブサイトを改竄した場合には、選挙の自由妨害罪や不正アクセス罪に該当するおそれがあります。 【公職選挙法第225条、第235条、刑法第230条、第231条、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条等】
26	7_その他	選挙の公（告）示前に、立候補予定者が、当該予定者の氏名のみが記載されたタスキを着用して駅前で演説していますが、公職選挙法上問題はないのですか。	公職の候補者等（公職の候補者になろうとする者と公職にある者を含みます。以下同じ。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書図画と後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画については、公職選挙法第143条第16項各号に掲げるものしか掲示することができません。 このため、公職の候補者等の氏名・氏名類推事項や後援団体の名称だけが記載された「たすき」や「のぼり」などは、同法で掲示が認められた文書図画に該当しない（ただし、演説会などの会場で使用する場合は除きます。）ことから、これらを使用して駅前などで演説をすることや地域の行事に参加することなどは同法に抵触します。 【公職選挙法第143条、第147条、第243条】
27	7_その他	他人の投票所入場券を使って投票すると、どのような罰則に抵触しますか。	氏名を詐称したり、他人になりすまして投票した（投票しようとする場合も含みます。）場合は、詐偽投票罪に該当します。 【公職選挙法第237条2項】

28		投票所に車で行きたいのですが、駐車場はありますか。	投票日当日は、車によるご来場はご遠慮ください。 各投票所では、お体の不自由な方などのため、駐車スペースを確保するよう努めていますが、施設によっては駐車スペースを確保できない投票所もございますので、各区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
29		筆記用具を持ち込んでもよいか。	投票所にも油性ボールペンのご用意はありますが、ご自身の油性ボールペンや鉛筆など筆記用具を持ち込むことは可能です。投票用紙に記入しやすい筆記用具でご記入ください。 ※ご自身の点字器の持ち込み・使用も可能です。
30		「選挙公報到達確認アンケート」の概要、回答方法を教えてください。	「選挙公報到達確認アンケート」とは、選挙の際に全世帯へ配布される「選挙公報」がきちんと届いたかどうかを確認するためのアンケートです。 選挙公報の配布漏れや遅延を防ぎ、すべての有権者に公平に候補者情報をお届けすることを目的としています。 ■アンケート回答方法 以下のいずれかの方法でご回答いただけます。 ・選挙公報に記載の二次元コードから回答 ・神戸市ホームページから回答 【補足事項】 ・アンケートの回答内容は「選挙公報が届いた日」と「お住いの地域」の2つで、個人の氏名や投票先、政治的意見を聞くことはありません。 ・選挙公報が届いていない場合は、神戸市ホームページにて届いていない旨をご回答いただくか、各区の選挙管理委員会までご連絡ください。